

議会基本条例の規定内容（都内自治体）

	議員相互間の討議	質問及び答弁方式	反問権	議会報告会	専門的知見の活用等	市民との関係
墨田区	議員相互間の討議	分野ごとに行う方式又は一括方式				政策会議の開催、区民参加の推進
荒川区						通年議会、区民参加、情報公開
板橋区	委員会における委員間討論	分割方式（項目ごとに質問・答弁）	○	毎年1回以上開催	学識経験者による専門的事項に係る調査、調査機関の設置	
八王子市	議員相互の自由な討議	一問一答方式をはじめとした多様な形式				市民参加、情報公開
立川市	議員間討議による合意形成	一括して行うほか一問一答方式、文書質問			学識経験を有する者等の知見の活用、調査・審議の機関設置、参考人制度	公聴会制度、請願、陳情における提案者の意見聴取
武蔵野市	議員相互の自由な討議		○		参考人制度	市民との意見交換の場、請願及び陳情における提出者の意見聴取、公聴会
府中市	公平で自由な質疑					情報公開、説明責任、市民の意見を聴く機会
調布市	議員相互の自由な討議	一括質問の方式又一問一答の方式		○	政策研究会（組織及び運営については、議長が別に定める）、学識経験を有する者等で構成する調査機関の設置、参考人制度	公聴会制度の活用、請願・陳情提出者の趣旨を聴く機会
小金井市	公平で自由な質疑			○	政策立案のために政策検討会を設置、学識経験を有する者等による議会研修会、参考人制度	請願及び陳情は市民からの政策提案として審査、公聴会制度の活用

小平市	議員間の自由討議	一問一答方式、文書質問	○	○	学識経験者等による専門的調査の活用、参考人制度	公聴会、市民との意見交換の場、意見公募手続
東村山市	議員間の自由な討議	一問一答方式	○	○	学識経験者等による調査参考人制度の活用	意見交換会、パブコメなど 請願を市民からの政策提案として受け止め審査または審議、公聴会制度
国立市	委員会活動を中心に議員間討議を行う	一問一答方式、文書質問	○	○	学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用、附属機関を設置することができる、参考人制度	市民の意見を聴く会又は意見交換会 公聴会、パブコメ 請願及び陳情を政策提言又は政策提案として受け止め審査
多摩市	委員会活動を中心に議員間討議を行う	(一問一答方式等の規定なし) 文書質問	○	○	審査、諮問又は調査のために必要な機関を設置することができる 参考人制度	意見交換会の実施、パブコメの実施、アンケート調査等 請願及び陳情を政策提案等として受け止め審議、審査 市民は政策提案等を提出することができる、公聴会
あきる野市	議員間の自由討議	一問一答方式、文書質問	○		学識経験者等の専門的知見、参考人制度等を積極的に活用 学識経験者等で構成する調査機関又は議員で構成する検討会等を設置	公聴会制度及び参考人制度を十分に活用、市民との意見交換の場 パブコメ

※各自治体の議会基本条例から伊藤作成